

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和6年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則、主務省令等に基づく児童扶養手当に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p><概要> 認定請求者(受給者)から提出される認定請求書、額改定請求書、現況届等各種届及び住民異動等に基づき、認定、受給事由消滅及び支給等の管理業務。</p> <p><事務処理></p> <p>①新規認定請求 ・新規認定請求書に基づき、受給者及び支給要件児童の認定を行う。</p> <p>②額改定請求 ・額改定請求書に基づき、支給要件児童の認定・消滅を行う。</p> <p>③現況届 ・現況届に基づき、年度更新を行う。</p> <p>④現況届審査結果通知書送付 ・③の年度更新の結果通知書送付を行う。</p> <p>⑤その他の届出 ・消滅届に基づき、受給事由消滅を行う。 ・氏名・住所変更届に基づき、氏名・住所の住民異動の確認又は変更を行う。 ・口座振替変更届に基づき、手当の振替(支給)口座の変更を行う。</p> <p>⑥年齢到達 ・18歳又は20歳到達処理及び額改定又は消滅を行う。</p> <p>⑦支給事由消滅通知書送付 ・⑤消滅届及び⑥年齢到達に伴う受給事由消滅分の通知書送付を行う。</p> <p>⑧住民異動に伴う案内送付 ・児童の転居等の住民異動に基づき、別居監護関係、額改定請求書、消滅届等の提出案内の送付を行う。</p> <p>⑨所得修正等に伴う通知書送付 ・所得修正に基づき、支給区分(全部停止⇔一部停止・全部支給)変更処理・通知を行う。</p> <p>⑩返還金請求及び催告 ・支給事由消滅等(遡りの消滅等)により返還金が発生した者に返還金請求を行う。 ・不足書類等の提出がない者又返還金の支払いのない者に再度の案内等の催告を行う。</p> <p>⑪財務会計処理及び各種統集計に係る事務 ・定時(1月・3月・5月・7月・9月・11月)及び随時(他の月)に口座振替で支給する。 ・返還金の収納等を行う。 ・都への統計報告や予算・決算等のため、各種統集計を行う。</p> <p>⑫公金受取口座情報の照会</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理、Logoフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童扶養手当ファイル、(2)情報連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の37の項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 情報照会 別表第二の57の項 情報提供 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	子ども家庭部 管理課	
②所属長の役職名	子ども家庭部管理課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部管理課子ども医療・手当係	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条別表第1項 別表第一の37の項 主務省令管理番号37-1、37-2、37-3、37-4、37-5、37-6、37-7、37-8、37-9、37-10、37-11、37-12、37-13、37-14、37-15、37-16、37-17、37-18、37-19、37-20、37-21、37-22、37-23、37-24、37-25、37-26、37-27、37-28、37-29、37-30、37-31、37-32、37-33、37-34、37-35、37-36、37-37、37-38、37-39、37-40、37-41、37-42、37-43、37-44、37-45、37-46、37-47、37-48、37-49、37-50	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条別表第1項 別表第一の37の項 主務省令管理番号37-1、37-2、37-3、37-4、37-5、37-6、37-7、37-9、37-10、37-11、37-12、37-14、37-16、37-17、37-18、37-19、37-20、37-21、37-22、37-24、37-25、37-26、37-27、37-29、37-30、37-31、37-32、37-33、37-34、37-35、37-36、37-37、37-38、37-39、37-40、37-41、37-42、37-43、37-44、37-45、37-46、37-48、9、37-50、37-51	事前	主務省令改正による 管理番号の削除及び追加
平成28年11月30日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第2項 情報照会 別表第二の57の項 情報提供 別表第二の13の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 主務省令管理番号37-2(57-1)、37-3(57-1)、37-4(57-2)、37-5(57-2)、37-6(57-2)、37-7(57-3)、37-8(57-3)、37-9(57-3)、37-10(57-3)、37-11(57-3)、37-12(57-3)、37-13(57-3)、37-14(57-4)、37-15(57-3)、37-18(57-1)、37-19(57-1)、37-20(57-2)、37-21(57-2)、37-22(57-3)、37-23(57-3)、37-24(57-3)、37-25(57-3)、37-26(57-3)、37-27(57-3)、37-28(57-3)、37-29(57-4)、37-30(57-3)、37-36(57-1)、37-37(57-1)、37-38(57-2)、37-39(57-2)、37-40(57-2)、37-41(57-3)、37-42(57-3)、37-43(57-3)、37-44(57-3)、37-45(57-3)、37-46(57-3)、37-47(57-3)、37-48(57-4)、37-49(57-3)	・番号法第19条第7号別表第2項 情報照会 別表第二の57の項 情報提供 別表第二の13の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 主務省令管理番号37-2(57-1)、37-3(57-1)、37-4(57-2)、37-5(57-2)、37-7(57-3)、37-9(57-3)、37-10(57-3)、37-11(57-3)、37-12(57-3)、37-14(57-4)、37-18(57-1)、37-19(57-1)、37-20(57-2)、37-21(57-2)、37-22(57-3)、37-24(57-3)、37-25(57-3)、37-26(57-3)、37-27(57-3)、37-29(57-4)、37-36(57-1)、37-37(57-1)、37-38(57-2)、37-39(57-2)、37-40(57-2)、37-41(57-3)、37-43(57-3)、37-44(57-3)、37-45(57-3)、37-46(57-3)、37-51(57-1)	事前	主務省令改正による 管理番号の削除及び追加
平成30年3月20日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	事前	組織改正
平成31年3月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条別表第1項 別表第一の37の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条別表第1項 別表第一の37の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	事後	自己点検による記載の修正 (誤記の修正、主務省令の追記)
平成31年3月20日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第2項 情報照会 別表第二の57の項 情報提供 別表第二の13の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項	・番号法第19条第7号 情報照会 別表第二の57の項 情報提供 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項	事後	自己点検による記載の修正 (誤記の修正、項の追記)
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②	所属長	所属長の役職名	事後	様式変更 (項目名称変更)
平成31年3月20日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式変更 (IV リスク対策追加)
平成31年4月1日	I 関連情報 5. ①部署	保健福祉部 子育て支援課	子ども家庭部 子育て支援課	事前	組織改正
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	事前	組織改正
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部子育て支援課子ども医療・手当係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育て支援課子ども医療・手当係	事前	組織改正
令和3年1月1日	IIしきい値判断 1. 対象人数	平成27年7月31日 時点	令和2年10月14日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	II 2. 取扱者数	平成27年7月31日 時点	令和2年10月14日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・定時(12月・8月・4月)及び随時(他の月)に口座振替で支給する。	・定時(1月・3月・5月・7月・9月・11月)及び随時(他の月)に口座振替で支給する。	事後	児童扶養手当法の一部改正 による記載の修正
令和3年1月1日	I 関連情報 5. ①部署	子ども家庭部 子育て支援課	子ども家庭部 管理課	事後	組織改正
令和3年1月1日	I 関連情報 5. ②所属長の役職名	子育て支援課長	子ども家庭部管理課長	事後	組織改正
令和3年1月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する 問い合わせ	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育て支援課子ども医療・手当係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部管理課子ども医療・手当係	事後	組織改正
令和4年3月18日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	法改正
令和4年3月18日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和2年10月14日 時点	令和3年9月24日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II 2. 取扱者数	令和2年10月14日 時点	令和3年9月24日 時点	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の名称	児童扶養手当に関する業務	児童扶養手当に関する事務	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	⑫公金受取口座情報の照会	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム	児童扶養手当システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理	事後	
令和5年3月31日	I 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	
令和6年2月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム	児童扶養手当システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、Logoフォーム	事後	機器更改のため
令和6年2月16日	I 関連情報 特定個人情報ファイル名	(1)児童扶養手当ファイル、(2)中間サーバコネクタDBファイル、(3)情報連携ファイル	(1)児童扶養手当ファイル、(2)情報連携ファイル	事後	機器更改のため
令和6年2月16日	I 関連情報3個人番号の利用 法令上の根拠	主務省令管理番号37-1、37-2、37-3、37-4、37-5、37-6、37-7、37-9、37-10、37-11、37-12、37-14、37-16、37-17、37-18、37-19、37-20、37-21、37-22、37-24、37-25、37-26、37-27、37-29、37-31、37-32、37-33、37-34、37-35、37-36、37-37、37-38、37-39、37-40、37-41、37-43、37-44、37-45、37-46、37-48、37-50、37-51	削除	事後	自己点検
令和6年2月16日	I 関連情報4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	主務省令管理番号37-2(57-1)、37-3(57-1)、37-4(57-2)、37-5(57-2)、37-6(57-2)、37-7(57-3)、37-9(57-3)、37-10(57-3)、37-11(57-3)、37-12(57-3)、37-14(57-4)、37-18(57-1)、37-19(57-1)、37-20(57-2)、37-21(57-2)、37-22(57-3)、37-24(57-3)、37-25(57-3)、37-26(57-3)、37-27(57-3)、37-29(57-4)、37-36(57-1)、37-37(57-1)、37-38(57-2)、37-39(57-2)、37-40(57-2)、37-41(57-3)、37-43(57-3)、37-44(57-3)、37-45(57-3)、37-46(57-3)、37-48(57-4)、37-51(57-1)	削除	事後	自己点検
令和6年2月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	3)1万人以上10万人未満 令和4年12月7日 時点	2)1,000人以上1万人未満 令和6年2月16日 時点	事後	自己点検
令和6年2月16日	II 2. 取扱者数	令和4年12月7日 時点	令和6年2月16日 時点	事後	自己点検